

監査報告書

公益社団法人 鳥取県看護協会
会長 内田 眞澄 殿

令和 3年 4月 21日

公益社団法人 鳥取県看護協会

監事

中村 真由美



監事

沖 好子



私たち監事は、公益社団法人鳥取県看護協会の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録の正確性を検討した。
- (2) 監査業務について、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は、真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上